

## 【EU】金融取引税に関する EU 司法裁判所の判決

主幹 海外立法情報調査室 加藤 浩

\* 世界的金融危機への対応に係る費用負担の一環として、また投機的な金融取引の抑制策等として検討されている金融取引税に関して、導入に反対する英国が EU 司法裁判所に提訴したが、棄却された。

### 1 金融取引税導入の検討

EU では、世界的な金融危機に対応するための財政出動等により公的債務が膨張しており、危機を引き起こした金融セクターにその費用の一部を負担させるため、またリスクが高く非生産的な金融取引を抑制し将来の危機を回避する必要から、2010 年以降、金融取引への課税が欧州委員会によって検討されていた。しかし世界的な金融センターを抱える英国等が反対したため、EU 理事会での合意は得られなかった。2012 年 10 月、ドイツ・フランス・イタリア等のユーロ圏の一部の 11 か国のみの参加で「強化された協力」（注 1）の枠組により金融取引税を先行導入する提案がなされ、2013 年 1 月の理事会決定（Council Decision 2013/52/EU）で枠組の構築が承認された。2013 年 2 月、欧州委員会は、これら 11 か国の要請を受けて、金融取引税に係る「強化された協力」の実施に関する理事会指令案（COM(2013)71final）を公表した。この指令案は、導入する税の内容を規定するもので、11 か国の金融機関間による取引（取引の一方が 11 か国内ならば該当）について、株式や債券では 0.1%以上、金融派生商品では 0.01%以上の税率で課税すること、取引の双方が 11 か国外の金融機関であったとしても、11 か国で発行された金融商品に関する取引であるならば、やはり課税対象とすること等を含んでいる。

### 2 英国の提訴と EU 司法裁判所での審理

2013 年 4 月 18 日、英国は、金融取引税に係る「強化された協力」を承認した上述の理事会決定は無効であると EU 司法裁判所に提訴した。

英国の主張は概ね次のようなものである。理事会決定は、参加国の領域を越えて影響を及ぼす金融取引税の採用を承認するものであるが、当該影響は不参加国の権限、権利及び義務を尊重しないものであるから、EU 運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）に違反し、国際慣習法上の正当性を持たないものである。また金融取引税の実施は必然的に不参加国にもコストを生じさせるもので、その税のための「強化された協力」を承認する理事会決定は、EU 運営条約に違反する。

これに対し EU 司法裁は、概ね次のように述べる。裁判所は、「強化された協力」を承認する理事会決定の無効を求める訴訟について、この承認は有効かという論点について検討した。この検討は、承認された「強化された協力」の実施のために取られる

措置について無効を求める更なる訴えがあった場合の検討と、混同してはならない。英国は、理事会決定が参加国の領域を越えた影響を持つ金融取引税の導入を承認したとみなし、また金融取引税が様々なコストを不参加国に負わせるものとしているが、本件において裁判所は、理事会決定は、「強化された協力」の承認以上のものではなく、金融取引税そのものの実質的内容を何ら含んでいないと認定する。英国が異議を申し立てる将来の金融取引税の諸要素は、欧州委員会の理事会指令案にのみ含まれており、決して理事会決定の構成要素ではない。また理事会決定は、「強化された協力」の実施に係る負担という論点について何の条項も含んでいない。この論点は、金融取引税の導入以前には検討することはできない。つまり英国の異議申立ては、将来導入される税の内容に向けられたものであり、「強化された協力」の承認に向けられたものではない。よって、これを棄却する。

### 3 導入の見通し等

2014年5月6日のEU理事会で、「強化された協力」に参加する10か国（スロベニアが国内事情により不参加で1か国減少した）は共同声明を出し、2014年末までに金融取引税の最終案を固め、遅くとも2016年1月1日に導入すると発表した。「強化された協力」の枠組では参加国全ての意見の一致が必要であるが、課税対象とする金融取引の範囲や税収の用途について意見の相違は残っている。一方、今回敗訴した英国のジョージ・オズボーン（George Osborne）財務相は、英国経済へのコストが明確になれば再び法的措置に訴えると発言しており、導入までには曲折が予想される。

注（インターネット情報は2014年6月18日現在である。）

(1)「強化された協力」(enhanced cooperation)は、加盟国間の相互協力案件について、EU全体の合意が得られない場合に、合意する国々だけに適用される法規を制定するものである。

#### 参考文献

- ・ European Commission, “Taxation of the Financial Sector” <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/index\\_en.htm#prop](http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/other_taxes/financial_sector/index_en.htm#prop)>
- ・ 山口和之「トービン税をめぐる内外の動向」『レファレンス』745号, 2013.2, pp.30-58. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7800399\\_po\\_074502.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7800399_po_074502.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)>
- ・ 国際連帯税フォーラム「金融取引税とは何か？」2014.3.4. <<http://isl-forum.jp/archives/131>>
- ・ Action brought on 18 April 2013 - United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v Council of the European Union(Case C-209/13) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1403079170281&uri=CELEX:62013CN0209>>
- ・ JUDGMENT OF THE COURT (Second Chamber), 30 April 2014, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v Council of the European Union(Case C-209/13) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62013CJ0209&qid=1403078566144>>
- ・ “EU Financial Transaction Tax Proposal Comes under Attack,” *European Voice*, 8 May 2014, p.4 等